

平成18年6月12日

株 主 各 位

愛知県名古屋市中区錦三丁目10番32号

株式会社トラスト

代表取締役社長 西山勝晃

第18期定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第18期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができませんので、お手数ながら後記の参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、ご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成18年6月27日（火曜日）午前10時
2. 場 所 愛知県名古屋市中区錦三丁目11番13号
名古屋ガーデンパレス 2F 鼓の間
3. 会議の目的事項
報 告 事 項
第1号報告 第18期（自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日）営業報告書、貸借対照表及び損益計算書並びに定款授権に基づく取締役会決議による自己株式の買受け報告の件
第2号報告 第18期（自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日）連結貸借対照表及び連結損益計算書並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
決 議 事 項
第1号議案 第18期利益処分案承認の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役3名選任の件
第4号議案 ストックオプションとして新株予約権を発行する件
第5号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件
4. 株主様へのお知らせ方法
本招集ご通知添付書類の内容について、株主総会の前日までに修正をすべき事情が生じた場合には、書面による郵送または当社ホームページ（<http://www.trust-ltd.co.jp/>）において、掲載することによりお知らせいたします。

以 上

（お願い）

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

営業報告書

(自 平成17年4月1日
至 平成18年3月31日)

営業の概況

1. 企業集団の営業の経過及び成果

当連結会計年度における世界経済は、原油価格の高騰や不安定な中東情勢が続いたものの、米国及び中国経済を中心として堅調に成長いたしました。わが国経済は、企業の設備投資、雇用の増加が見え始めるとともに、個人レベルでの消費の増加も見られ、回復基調がさらに高まりました。当社グループを取り巻く環境といたしましては、南アフリカ共和国において、再輸出のための自走による販売車両の国内走行禁止等、中古車への規制が変更されたことによる顧客の買控えや、一部地域での輸送時期の遅延等により売上高への影響が見られました。

当社グループは平成17年10月、11月に英語圏以外の潜在顧客に対する購買意欲及び知名度の向上を目的とした販売Webサイトの多言語化（ポルトガル語、スペイン語、ロシア語）を開始するとともに、主力販売地域であるアフリカでの潜在顧客の発掘及び販売拡大を目指しました。また、現地における車両販売価格の調査を行い、販売価格の適正化を図ったことにより売上総利益率は高水準を維持することができました。社内組織では更なる成長及び激化する市場環境に勝ち抜くため、経営陣の刷新を図るとともに今後の販売戦略の見直しを行い、新ロゴマークを採用いたしました。

主要販売地域ではアフリカ地域にあるザンビア共和国ルサカ市において販売店を開設し、顧客への直接対応による販売及びサービスの提供を開始いたしました。

中南米地域では、パナマ共和国等のカリブ海諸国への販売が中心となりましたが、自然災害や船舶の確保が難しい状況であったことから売上高に影響がでました。

オセアニア地域では、輸入の状況が頭打ちの状態であるニュージーランドへの販売戦略の変更を行ったため、同国に対する売上が減少いたしました。その他のオセアニア地域の国々への売上は、船舶スペースの確保及び輸送費の安定した状況に加え、広告宣伝活動により好調に推移いたしました。

国内での事業につきましては、品質の向上を目的として当社グループ独自の仕入マニュアルを策定し、一定以上の品質の車両仕入の実施及び仕入後の点検項目の強化等を行いました。

以上により、当社の販売台数は10,392台となり、当期売上高は5,044百万円となりました。利益面につきましては経常利益705百万円、当期純利益391百万円となり

ました。

また、当社グループは平成17年11月にパナマ共和国に100%出資の子法人等 (AMANA SHIPHOLDING S.A.) を設立いたしました。同法人は当社との金銭貸借契約の締結後、海外船舶会社から中古輸送船を取得するとともに保有船舶の賃貸による事業を開始いたしました。以上により、同法人の当期売上高は、41百万円となりました。利益面につきましては経常損失及び当期純損失13百万円となりました。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は5,044百万円となりました。利益面につきましては経常利益692百万円、当期純利益377百万円となりました。

なお、AMANA SHIPHOLDING S.A.の売上高は連結損益計算書上では営業外収益の受取リース料として計上しております。また、当連結会計年度は、連結計算書類の作成初年度であるため、前連結会計年度との比較は行っておりません。

2. 当社の地域別売上高の内訳

販売地域先	第 17 期 (平成17年3月期)			第 18 期(当期) (平成18年3月期)		
	台数 (台)	売上高 (百万円)	金額構成比 (%)	台数 (台)	売上高 (百万円)	金額構成比 (%)
アフリカ	6,249	3,057	56.9	5,326	2,737	54.3
中南米	3,071	1,195	22.2	2,537	1,117	22.1
オセアニア	1,733	845	15.7	1,359	808	16.0
アジア	98	46	0.9	111	61	1.2
ヨーロッパ	460	174	3.2	818	250	5.0
日本国内	192	57	1.1	241	70	1.4
合計	11,803	5,376	100.0	10,392	5,044	100.0

3. 企業集団の対処すべき課題

当連結会計年度は不安定な原油価格及び輸出先での規制の変更等の外部要因による業績への影響が懸念される状況となりました。原油高につきましては、販売価格への転嫁等により、その影響は軽微となりましたが、規制の変更に伴う影響につきましては、主要輸出先であったため、売上高への影響が見られました。しかしながら、海外では引き続き日本製中古車需要の高い環境が続くと予想され、当社グループは、効率的な販売を行うため、販売方法の多様化や販売地域の選定等により更なる潜在顧客の獲得、サービスの向上に取り組んでまいります。

具体的には、下記の施策を実行してまいります。

現地での車両輸送による顧客サービスの向上

現在は、同地域への輸送については、原則として仕向け港までの海上輸送に限って行っておりましたが、顧客へのサービス向上を目的として、現地の港から現地輸送会社を使用し、顧客の指定の場所まで陸上輸送を行ってまいります。また、これにより、南アフリカ共和国国内での規制を回避できるものと考えております。

現地での支店及び車両検索ブースの開設及び展開

当連結会計年度はアフリカ地域、ザンビア共和国のルサカ市に直販拠点となる支店を開設いたしました。今後は、ジンバブエ共和国、タンザニア連合共和国等での直販の展開を行うとともに、他の地域での展開も視野に入れてまいります。また、カフェスタイルの車両検索ブースを現地のショッピングモール等に置き、当社の現地社員による車両購入アドバイスや既存顧客の相談を受ける体制を整えてまいります。

4. 企業集団の資金調達状況

平成17年12月20日に当社第1回新株予約権の行使により新株式1,500株を発行しております。

発行価額 1株につき10,000円
発行価額の総額 15百万円

5. 企業集団の設備投資状況

当連結会計年度において実施した企業集団の設備投資の総額は56百万円であり、その主な内訳はソフトウェアである物流システムの取得であります。

6. 企業集団及び当社の営業成績及び財産の状況の推移

企業集団の営業成績及び財産の状況の推移

項 目 \ 期 別	第 14 期 (平成14年 8 月期)	第 15 期 (平成15年 3 月期)	第 16 期 (平成16年 3 月期)	第17期 (平成17年 3 月期)	第 18 期 (当連結会計年度) (平成18年 3 月期)
売 上 高 (百万円)					5,044
経 常 利 益 (百万円)					692
当 期 純 利 益 (百万円)					377
1株当たり当期純利益 (円)					1,346.28
総 資 産 額 (百万円)					3,907
純 資 産 額 (百万円)					3,092

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 第18期(当連結会計年度)より連結計算書類を作成しているため、それ以前については記載しておりません。
 3. 当連結会計年度については、現地での規制の影響から売上が減少したものの、原価並び販売費及び一般管理費の削減により一定の利益を確保いたしました。

当社の営業成績及び財産の状況の推移

項 目	期 別	第 14 期 (平成14年 8 月期)	第 15 期 (平成15年 3 月期)	第 16 期 (平成16年 3 月期)	第17期 (平成17年 3 月期)	第 18 期 (当期) (平成18年 3 月期)
売 上 高 (百万円)		2,354	992	3,453	5,376	5,044
経 常 利 益 (百万円)		480	131	470	600	705
当 期 純 利 益 (百万円)		151	48	285	343	391
1株当たり当期純利益 (円)		759,300.72	233,152.14	5,679.86	6,535.35	1,394.02
総 資 産 額 (百万円)		791	949	1,805	4,261	3,921
純 資 産 額 (百万円)		627	663	917	3,238	3,105

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 第14期については従来のFAXでの取引からインターネット、電子メールでの取引に変わったため、販売効率が大幅に改善され売上高を大幅に伸ばしました。
3. 第15期については決算期の変更により売上高、経常利益及び当期純利益は大幅に減少しました。
4. 平成14年10月22日開催の第14期定時株主総会決議により、決算期を8月31日から3月31日に変更しました。従って、第15期は平成14年9月1日から平成15年3月31日の7ヶ月間となっております。
5. 第15期より1株当たり当期純利益は「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)を適用して算定しております。
6. 第16期において平成15年4月15日付で株式1株につき250株の株式分割を行っておりますが、期中平均株式数は期首に分割が行われたものとして計算しております。
7. 第16期から「商法施行規則の一部を改正する省令」(平成15年2月28日法務省令第7号)に基づき、従来の「当期利益」「1株当たり当期利益」は「当期純利益」「1株当たり当期純利益」と表示しております。
8. 第16期については、営業人員を中心に人材を採用し、顧客への対応の強化を図りました。
9. 第17期については原油の高騰等の影響により、利益率の減少がありました。主要販売地域を中心に売上を伸ばしました。
10. 当社は平成16年11月10日付で株式会社東京証券取引所マザーズ市場に上場いたしました。これに伴い、平成16年11月9日付で一般募集による新株式の発行(6,000株)を行っております。
11. 当期については、現地での規制の影響から売上が減少したものの、原価並び販売費及び一般管理費の削減により一定の利益を確保いたしました。

会社の概況（平成18年3月31日現在）

1. 企業集団の主要な事業内容

当社は主にインターネットを通じて世界各国に中古自動車の輸出販売を行っております。

2. 企業集団の主要拠点等

当	社	
本	社	愛知県名古屋市中区
支	店	ザンビア共和国ルサカ市
ストックヤード	トラストアフリカ	愛知県名古屋市港区
重要な子法人等		
AMANA SHIPHOLDING S.A.		パナマ共和国

3. 株式の状況

会社が発行する株式の総数	1,000,000株
発行済株式の総数	281,500株

- (注) 1. 平成17年2月14日開催の取締役会の決議に基づく株式分割（1株を5株に分割）に伴い同取締役会において定款変更決議を行い、平成17年5月20日をもって会社が発行する株式の総数は200,000株から1,000,000株に、発行済株式の総数は56,000株から280,000株になっております。
2. 平成17年12月20日に第1回新株予約権の行使により発行済株式の総数は1,500株増加し281,500株になっております。

株主数	5,493名
-----	--------

4. 大株主の状況

株 主 名	当 社 へ の 出 資 状 況		当社の大株主への出資状況	
	持 株 数	議 決 権 比 率	持 株 数	出 資 比 率
VTホールディングス株式会社	189,750 ^株	69.38 [%]		
株式会社アーキッシュギャラリー	14,635	5.35		
日本証券金融株式会社	2,907	1.06		
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	2,805	1.02		
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	2,016	0.73		
住友生命保険相互会社(特別勘定)	1,681	0.61		
三 木 谷 晴 子	1,225	0.44		
森 元 日 出 男	800	0.29		
塩 谷 憲 正	753	0.27		
ロンバード オーディエ ダリエ ヘンチ アンド シー	438	0.16		

(注) 当社は、自己株式8,000株を保有しておりますが、当該株式には、議決権がないため、上記大株主からは除いております。

5. 自己株式の取得、処分等及び保有の状況

取得した株式

普通株式 8,000株

取得価額の総額 470,997千円

上記のうち取締役会決議により買い受けた株式

平成17年6月29日開催の取締役会決議にもとづく自己株式の取得

買受けを必要とした理由

能動的な資本政策の遂行のため

普通株式 5,000株

取得価額の総額 311,500千円

平成17年12月12日開催の取締役会決議にもとづく自己株式の取得

買受けを必要とした理由

能動的な資本政策の遂行のため

普通株式 3,000株

取得価額の総額 159,497千円

処分した株式

該当事項はありません。

失効手続きをした株式

該当事項はありません。

決算期末において保有する株式

普通株式

8,000株

6. 新株予約権の状況

現に発行している新株予約権

第1回新株予約権

発行決議の日	平成15年10月16日
新株予約権の数	50個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	250株
新株予約権の発行価額	無償

第2回新株予約権

発行決議の日	平成17年7月15日
新株予約権の数	500個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	500株
新株予約権の発行価額	無償

OBD新株予約権

発行決議の日	平成17年7月15日
新株予約権の数	4,500個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	4,500株
新株予約権の発行価額	無償

当営業年度中に株主以外の者に対して特に有利な条件で発行した新株予約権

(イ) 発行した新株予約権の内容

第2回新株予約権

発行決議の日
平成17年7月15日
新株予約権の数
3,000個
新株予約権の目的となる株式の種類
普通株式

新株予約権の目的となる株式の数
3,000株
新株予約権の発行価額
無償
新株予約権の行使時の払込金額
1株当たり69,229円
新株予約権の行使期間
平成19年8月1日から平成22年7月30日まで
新株予約権の行使の条件
<p>各新株予約権の一部行使はできないものとする。</p> <p>新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時において、当社または当社の子会社・関連会社の取締役、執行役員、監査役または従業員たる地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他取締役会決議において正当な理由があると認めた場合にはこの限りではない。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合は、相続人はこれを行使できないものとする。</p> <p>新株予約権の質入その他の処分は認めない。</p> <p>新株予約権者は、次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、本新株予約権全部は行使できないものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 新株予約権者が、商法第254条ノ2に定める取締役の欠格事由に該当することとなった場合。 2. 新株予約権者が、当社所定の書面により、本新株予約権の全部の返還または本新株予約権に関し、当社と締結する新株予約権割当契約の解除を申し出た場合。 3. 新株予約権者が、本契約書の規定に重大な違反をした場合。 4. 新株予約権者が法令または当社の社内諸規則等に違反した場合。
新株予約権の消却の事由及び条件
<p>当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき当社株主総会で承認された場合は、新株予約権は無償で消却することができる。</p> <p>新株予約権者が死亡または「新株予約権の行使の条件の」の条件を満たさない状態となり、権利を行使できなくなった場合には、当該新株予約権は無償で消却することができる。</p>
有利な条件の内容
<p>当社の取締役、執行役員及び従業員の業績向上へのインセンティブを高めることを狙いとして、ストックオプションの目的で当社の取締役、執行役員及び従業員に対し、新株予約権を無償で発行した。</p>

OBD新株予約権

発行決議の日	平成17年7月15日
新株予約権の数	4,500個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	4,500株
新株予約権の発行価額	無償
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり69,229円
新株予約権の行使期間	平成17年8月10日から平成22年7月30日まで
新株予約権の行使の条件	<p>各新株予約権の一部行使はできないものとする。 新株予約権の質入その他の処分は認めない。 新株予約権者は、次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、本新株予約権全部は行使できないものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 合併等により新株予約権者が存在しなくなった場合。 2. 新株予約権者が、当社所定の書面により、本新株予約権の全部の返還または本新株予約権に関し、当社と締結する新株予約権割当契約の解除を申し出た場合。 3. 新株予約権者が本新株予約権割当契約書の規定に重大な違反をした場合。 4. 新株予約権者が法令等に違反した場合。
新株予約権の消却事由及び消却の条件	<p>当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき当社株主総会で承認された場合は、新株予約権は無償で消却することができる。</p>
有利な条件の内容	<p>今後の事業拡大のために販売先地域の協力者に対し、新株予約権を無償で発行した。</p>

- (ロ) 割当てを受けた特定使用人等以外の者の氏名または名称ならび割当てを受けた新株予約権の数

第2回新株予約権

地位または職業等	氏名または名称	新株予約権の数
当 社 取 締 役	バーグ ステファン クロスビー	2,000個

(注) バーク ステファン クロスビーは平成17年10月31日付で退職いたしました。
OBD新株予約権

地位または職業等	氏名または名称	新株予約権の数
	Overseas Business Development Fund (海外事業 投資組合) 業務執行組員 New Develop Investment Limited	4,500個

- (ハ) 割当てを受けた特定使用人等の氏名及び割当てを受けた新株予約権の数

第2回新株予約権

区 分	氏 名	新株予約権の数
当 社 常 務 執 行 役 員	西 山 勝 晃	500個
当 社 執 行 役 員	ダーク クロージャー	500個

- (注) 1. ダーク クロージャーは平成17年10月15日付で退職いたしました。
2. 西山勝晃は平成17年12月28日開催の臨時株主総会において、取締役
に選任され、就任いたしました。

7. 企業集団の従業員の状況

企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
49名		31.5歳	2.1年

(注) 上記従業員数には臨時従業員1名は含んでおりません。

当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
49名	5名増	31.5歳	2.1年

(注) 上記従業員数には臨時従業員1名は含んでおりません。

8. 企業結合の状況

親会社との関係

当社の親会社はV Tホールディングス株式会社であり、当社の株式189,750株(議決権比率69.38%)を所有しております。

当社は親会社から本社事務所を賃借しており、従業員の出向者が1名、役員の兼任が2名となっております。

重要な子法人等の状況

名 称	資 本 金	議決権比率	主要な事業内容
AMANA SHIPHOLDING S.A.		100.0%	船 舶 の 賃 貸

企業結合の経過

当社は平成17年11月に、パナマ共和国に100%出資の子法人等(AMANA SHIPHOLDING S.A.)を設立いたしました。

企業結合の成果

前記重要な子法人等1社が連結対象子法人等であります。当期の連結売上高は5,044百万円、連結経常利益は692百万円、連結当期純利益は377百万円であります。

9. 取締役及び監査役

地 位	氏 名	担当または主な職業
代表取締役社長	西 山 勝 晃	
取 締 役	高 森 弘	管理部長
取 締 役	伊 藤 誠 英	VTホールディングス株式会社 常務取締役
監 査 役	斎 藤 脩	
監 査 役	柴 田 和 範	公認会計士
監 査 役	鹿 倉 祐 一	弁護士

- (注) 1. 取締役伊藤誠英氏は、商法第188条第2項第7号ノ2に規定する社外取締役であります。
2. 監査役柴田和範氏及び鹿倉祐一氏は「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に規定する社外監査役であります。

就任

バーグ ステファン クロスビー氏及びオラフ スヴェンソン氏は平成17年6月24日開催の定時株主総会において、取締役に選任され、就任いたしました。なお、バーグ ステファン クロスビー氏は定時株主総会終了後開催の取締役会におきまして代表取締役社長に選任され、就任いたしました。

鹿倉祐一氏は平成17年6月24日開催の定時株主総会において、監査役に選任され、就任いたしました。

西山勝晃氏は平成17年12月28日開催の臨時株主総会において、取締役に選任され、就任いたしました。なお、西山勝晃氏は臨時株主総会終了後開催の取締役会におきまして代表取締役に選任され、就任いたしました。

辞任及び退任

取締役ハナ ジェームス アンソニー、ローソン スコット ジェームス及びオラフ ベッツ ベーラは平成17年6月24日開催の定時株主総会の終結の時をもって辞任いたしました。

代表取締役社長バーグ ステファン クロスビーは平成17年10月31日付で退任いたしました。

取締役オラフ スヴェンソンは平成18年1月13日付で退任いたしました。

10. 会計監査人に対する報酬等の額

当社及び当社の子法人等が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額 12百万円

上記 の合計額のうち、公認会計士法（昭和23年法律103号）第2条第1項の業務（監査証明業務）の対価として当社及び子法人等が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額 12百万円

上記 の合計額のうち、当社が会計監査人に支払うべき会計監査人としての報酬等の額 10百万円

- (注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、商法特例法に基づく監査と証券取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、の金額にはこれらの合計額を記載しております。

決算期後に生じた企業集団の状況に関する重要な事実
該当事項はありません。

貸借対照表

(平成18年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	2,138,349	流動負債	814,910
現金及び預金	732,716	買掛金	33,232
売掛金	88,258	未払金	58,400
有価証券	598,797	未払費用	13,268
商品	396,464	未払法人税等	160,190
貯蔵品	2,490	前受金	529,648
前渡金	40,872	預り金	9,639
短期貸付金	156,997	賞与引当金	10,527
前払費用	11,425	その他	3
繰延税金資産	26,139	固定負債	687
未収消費税等	20,954	役員退職慰労引当金	687
その他	64,316		
貸倒引当金	1,083		
固定資産	1,782,777	負債合計	815,597
有形固定資産	111,797	(資本の部)	
建物	61,156	資本金	1,349,000
構築物	10,857	資本剰余金	1,174,800
機械装置	5,461	資本準備金	1,174,800
車両運搬具	6,204	利益剰余金	1,052,525
工具器具備品	16,306	利益準備金	2,500
土地	11,812	任意積立金	200,000
無形固定資産	41,386	別途積立金	200,000
営業権	2,442	当期末処分利益	850,025
商標権	129	株式等評価差額金	201
ソフトウェア	38,814	その他有価証券評価差額金	201
投資その他の資産	1,629,593	自己株式	470,997
投資有価証券	669,065	資本合計	3,105,529
出資金	200		
長期貸付金	948,680	負債及び資本合計	3,921,127
繰延税金資産	1,920		
その他	12,426		
貸倒引当金	2,700		
資産合計	3,921,127		

損益計算書

(自 平成17年4月1日
至 平成18年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金	額
(経常損益の部)		
営業損益の部		
営業収益		
売上高		5,044,892
営業費用		
売上原価	3,598,460	
販売費及び一般管理費	773,118	4,371,579
営業利益		673,313
営業外損益の部		
営業外収益		
受取利息配当金	12,534	
前受金整理収入	29,305	
その他営業外収益	24,041	65,881
営業外費用		
商品評価損	19,596	
その他営業外費用	13,758	33,354
経常利益		705,840
(特別損益の部)		
特別利益		
役員退職慰労引当金戻入益	3,273	3,273
特別損失		
固定資産除却損	2,400	
契約解約金	50,666	
その他特別損失	607	53,674
税引前当期純利益		655,439
法人税、住民税及び事業税		274,857
法人税等調整額		10,624
当期純利益		391,206
前期繰越利益		486,641
中間配当額		27,822
当期末処分利益		850,025

注 記 事 項

<重要な会計方針>

1. 有価証券の評価基準及び評価方法 その他有価証券

時価のあるもの

決算末日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は、全部資本直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資(証券取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 商 品

個別法による原価法

(2) 貯 蔵 品

最終仕入原価法による原価法

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)については、定額法を採用してあります。

(2) 無形固定資産

定額法

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ただし、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)による定額法によっております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額を計上しております。

(3) 役員退職慰労引当金

取締役及び監査役に対する退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。なお、当該引当金は商法施行規則第43条に規定する引当金であります。

6. リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を採用しております。

7. 繰延資産の処理方法

新株発行費

支出時に全額費用として処理しております。

8. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税については、税抜方式によっております。

<会計方針の変更>

(固定資産の減損に係る会計基準)

固定資産の減損に係る会計基準(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会平成14年8月9日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第6号平成15年10月31日)が平成17年4月1日以後に適用されることになったことに伴い、当事業年度から同会計基準及び同適用指針を適用しております。なお、これによる損益に与える影響はありません。

<表示方法の変更>

前期において、営業外収益の「その他営業外収益」に含めて表示しておりました「前受金整理収入」及び営業外費用の「その他営業外費用」に含めて表示しておりました「商品評価損」は、当期よりそれぞれ区分掲記いたしました。なお、前期における「前受金整理収入」は14,673千円、「商品評価損」は761千円であります。

< 貸借対照表関係 >

1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 子会社に対する金銭債権
短期金銭債権 159,830 千円
長期金銭債権 943,118 千円
3. 支配株主に対する金銭債権
長期金銭債権 6,200 千円
4. 有形固定資産の減価償却累計額 56,351 千円
5. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、事務用機器の一部については、リース契約により使用しております。
6. 商法施行規則第124条第3号の規定により配当が制限される純資産額は201千円でありま
す。

< 損益計算書関係 >

1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 子会社との取引高
営業取引以外の取引高 9,935 千円
3. 支配株主との取引高
その他の営業取引高 18,480千円
4. 1株当たり当期純利益 1,394円02銭

利 益 処 分 案

科 目	金 額
当 期 未 処 分 利 益	850,025,618 円
合 計	850,025,618
これを次のとおり処分いたします。	
利 益 配 当 金 (1 株 に つ き150円)	41,025,000
取 締 役 賞 与 金	4,000,000
次 期 繰 越 利 益	805,000,618

- (注) 1. 平成17年12月12日に27,822,800円(1株につき100円)の中間配当を実施いたしました。
2. 利益配当金には、1株につき50円の上場1周年記念配当金を含んでおりません。

独立監査人の監査報告書

平成 18 年 5 月 24 日

株式会社トラスト
取締役会 御中

新日本監査法人

指 定 社 員 公 認 会 計 士 秦 博 文 ㊞
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 杉 原 弘 恭 ㊞
業 務 執 行 社 員

公 認 会 計 士 磯 部 徹 事 務 所

公 認 会 計 士 磯 部 徹 ㊞

当監査法人及び私は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第2条第1項の規定に基づき、株式会社トラストの平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第18期営業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、営業報告書（会計に関する部分に限る。）及び利益処分案並びに附属明細書（会計に関する部分に限る。）について監査を行った。なお、営業報告書及び附属明細書について監査の対象とした会計に関する部分は、営業報告書及び附属明細書に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載部分である。この計算書類及び附属明細書の作成責任は経営者であり、当監査法人及び私の責任は独立の立場から計算書類及び附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人及び私は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人及び私に計算書類及び附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及び附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人及び私は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。なお、この監査は、当監査法人及び私が必要と認めて実施した子会社に対する監査手続を含んでいる。

ただし、会社は当営業年度から「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第2条第1項の規定に基づき初めて監査を受けることとなったので、営業報告書に記載されている過去3年間以上の営業成績及び財産の状況の推移並びにこれについての説明のうち第14期、第15期、第16期及び第17期営業年度の営業成績及び財産の状況は、未監査の計算書類に基づき記載されている。

監査の結果、当監査法人及び私の意見は次のとおりである。

- (1) 貸借対照表及び損益計算書は、法令及び定款に従い会社の財産及び損益の状況を正しく示しているものと認める。
- (2) 営業報告書（会計に関する部分に限る。）は、監査の方法の概要に関する記載区分に記載した監査のために必要な調査ができなかった事項を除き、法令及び定款に従い会社の状況を正しく示しているものと認める。
- (3) 利益処分案は、法令及び定款に適合しているものと認める。
- (4) 附属明細書（会計に関する部分に限る。）について、商法の規定により指摘すべき事項はない。

会社と当監査法人又は業務執行社員及び私との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第18期営業年度の取締役の職務の執行に関して各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、協議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役の監査の方法の概要

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、業務の分担等に従い、取締役会その他重要な会議に出席するほか、取締役等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査し、必要に応じて子会社に対し営業の報告を求めました。また、会計監査人から報告及び説明を受け、計算書類及び附属明細書につき検討を加えました。取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社又は株主との通例的でない取引並びに自己株式の取得及び処分等に関しては、上記の監査の方法のほか、必要に応じて取締役等に対し報告を求め、詳細に調査いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 会計監査人新日本監査法人及び公認会計士磯部徹氏の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (2) 営業報告書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- (3) 利益処分に関する議案は、会社財産の状況その他の事情に照らし指摘すべき事項は認められません。
- (4) 附属明細書は、記載すべき事項を正しく示しており、指摘すべき事項は認められません。
- (5) 取締役の職務遂行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。

なお、取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社又は株主との通例的でない取引並びに自己株式の取得及び処分等についても取締役の義務違反は認められません。

平成18年5月26日
株式会社トラスト 監査役会

監 査 役 (常勤) 斎 藤 脩 ㊟

監 査 役 柴 田 和 範 ㊟

監 査 役 鹿 倉 祐 一 ㊟

(注) 監査役柴田和範及び監査役鹿倉祐一は、旧株式会社法の監査等に関する商法の特例に関する法律第18条第1項に定める社外監査役であります。

連結貸借対照表

(平成18年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1,994,989	流動負債	814,910
現金及び預金	749,187	買掛金	33,232
売掛金	88,258	未払法人税等	160,190
有価証券	598,797	前受金	529,648
たな卸資産	398,954	賞与引当金	10,527
繰延税金資産	26,139	その他	81,311
その他	134,735	固定負債	687
貸倒引当金	1,083	役員退職慰労引当金	687
固定資産	1,912,888	負債合計	815,597
有形固定資産	111,797	(資本の部)	
建物及び構築物	72,013	資本金	1,349,000
機械装置及び車両運搬具	11,665	資本剰余金	1,174,800
工具器具備品	16,306	利益剰余金	1,039,265
土地	11,812	株式等評価差額金	201
無形固定資産	41,386	その他有価証券評価差額金	201
営業権	2,442	為替換算調整勘定	11
その他	38,943	自己株式	470,997
投資その他の資産	1,759,704	資本合計	3,092,280
投資有価証券	669,065		
船舶	1,073,229	負債及び資本合計	3,907,878
繰延税金資産	1,920		
その他	18,188		
貸倒引当金	2,700		
資産合計	3,907,878		

連結損益計算書

(自 平成17年4月1日
至 平成18年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金	額
(経常損益の部)		
営業損益の部		
営業収益		
売上高		5,044,892
営業費用		
売上原価	3,598,460	
販売費及び一般管理費	773,520	4,371,980
営業利益		672,911
営業外損益の部		
営業外収益		
受取利息配当金	2,598	
前受金整理収入	29,305	
受取り入料	41,267	
その他営業外収益	24,010	97,181
営業外費用		
減価償却費	44,158	
たな卸資産評価損	19,596	
その他営業外費用	13,758	77,512
経常利益		692,580
(特別損益の部)		
特別利益		
役員退職慰労引当金戻入益	3,273	3,273
特別損失		
固定資産除却損	2,400	
契約解約金	50,666	
その他特別損失	607	53,674
税金等調整前当期純利益		642,179
法人税、住民税及び事業税		274,857
法人税等調整額		10,624
当期純利益		377,946

注 記 事 項

<連結計算書類作成のための基本となる重要な事項>

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子法人等の数及び連結子法人等の名称

連結子法人等の数 1社

連結子法人等の名称

AMANA SHIPHOLDING S.A.

AMANA SHIPHOLDING S.A.は船舶取得の目的から平成17年11月21日に設立いたしました。

(2) 投資事業有限責任組合等の連結の範囲に関する取扱い

連結計算書類作成会社の投資事業有限責任組合等に対する出資のうち、出資割合が過半数を超える投資事業有限責任組合等が1ファンドありますが、連結計算書類作成会社は当該投資事業有限責任組合等の業務執行にまったく関与することができず、実質的に支配していないと認められるため、当該投資事業有限責任組合等は子法人等として取り扱っておりません。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子法人等及び関連会社はありません。

(2) 投資事業有限責任組合等の持分法の適用に関する取扱い

連結計算書類作成会社の投資事業有限責任組合等に対する出資のうち出資割合が100分の20以上、100分の50以下である投資事業有限責任組合等が1ファンドありますが、連結計算書類作成会社は当該投資事業有限責任組合等の業務執行にまったく関与することができず、実質的に重要な影響を与えることができないと認められるため、当該投資事業有限責任組合等は関連会社として取り扱っておりません。

3. 連結子法人等の事業年度等に関する事項

連結子法人等の事業年度の決算日は連結決算日と一致しております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は、全部資本直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資(証券取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

たな卸資産
商品
個別法による原価法
貯蔵品
最終仕入原価法による原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)については、定額法を採用しております。

無形固定資産

定額法

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。ただし、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)による定額法を採用しております。

投資その他の資産

船舶については定額法を採用しております。なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額を計上しております。

役員退職慰労引当金

取締役及び監査役に対する退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく連結会計年度末要支給額を計上しております。

(4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子法人等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は資本の部における為替換算調整勘定に含めております。

(5) 重要なリース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を採用しております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

該当事項はありません。

(7) その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

連結子法人等の資産及び負債の評価に関する事項

連結子法人等の資産及び負債の評価方法は、全面時価評価法によっております

連結調整勘定の償却に関する事項

該当事項はありません。

< 連結貸借対照表の注記 >

1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 有形固定資産の減価償却累計額 56,351千円

< 連結損益計算書の注記 >

1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 1株当たり当期純利益 1,346円28銭

独立監査人の監査報告書

平成 18 年 5 月 24 日

株式会社トラスト
取締役会 御中

新日本監査法人

指 定 社 員 公 認 会 計 士 秦 博 文 ㊞
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 杉 原 弘 恭 ㊞
業 務 執 行 社 員

公 認 会 計 士 磯 部 徹 事 務 所

公 認 会 計 士 磯 部 徹 ㊞

当監査法人及び私は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第19条の2第3項の規定に基づき、株式会社トラストの平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第18期営業年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表及び連結損益計算書について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人及び私の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人及び私は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人及び私に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人及び私は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。なお、この監査は、当監査法人及び私が必要と認めて実施した子会社又は連結子会社に対する監査手続を含んでいる。

監査の結果、当監査法人及び私は、上記の連結計算書類が、法令及び定款に従い株式会社トラスト及びその連結子法人等から成る企業集団の財産及び損益の状態を正しく示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員及び私との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結計算書類に係る監査役会の監査報告書 謄本

連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第18期営業年度の連結計算書類（連結貸借対照表及び連結損益計算書）に関して各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、協議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役の監査の方法の概要

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、業務の分担等に従い、連結計算書類について、取締役等及び会計監査人から報告及び説明を受け、監査いたしました。

2. 監査の結果

会計監査人新日本監査法人及び公認会計士磯部徹氏の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成18年5月26日

株式会社トラスト 監査役会

監査役(常勤) 斎藤 脩 (印)

監査役 柴田 和 範 (印)

監査役 鹿倉 祐 一 (印)

(注) 監査役柴田和範及び監査役鹿倉祐一は、旧株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第18条第1項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 第18期利益処分案承認の件

議案の内容は添付書類（21頁）に記載のとおりであります。

当社は、安定的な経営基盤の確立と株主資本比率の向上に努めるとともに、業績の伸展状況に応じて配当性向を勘案のうえ、株主の皆様に対する積極的な利益還元策を実施することを基本方針としております。

当期の利益配当金につきましては、マザーズ市場上場1周年記念といたしまして50円増額し、1株につき150円といたしたく存じます。

なお、役員賞与につきましては、4百万円とさせていただきたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

現行定款の一部を次の変更案のとおり改めたいと存じます。

1. 変更の理由

- (1) 「会社法」（平成17年法律第86号）及び「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成17年法律第87号）（以下、「会社法等」という。）の施行に伴い、本総会での変更を以下のとおり行うものであります。

公告の方法について、周知性の向上及び経営の合理化を図るため、現行定款第4条（公告の方法）につき所要の変更を行うものであります。また、同制度の導入に伴い、不測の事態が生じた場合に備え、予備的な公告方法も定めるものであります。

当社の定款には取締役会、監査役、監査役会及び会計監査人を置く旨の定めがあるとみなされているため、当該規定を新設するものであります。

当社の定款には株式に係る株券を発行する旨の定めがあるとみなされているため、当該規定を新設するものであります。

取締役会の機動的、効率的運営を図るため、取締役会で決議すべき事項について、取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をした時は取締役会の決議を省略することができる旨の規定を新設するものであります。

株主総会参考書類等の提供について、安価で情報を十分に提供できる方法としてインターネットによる開示をみなし提供とする旨の規定を新設するものであります。

議決権の代理行使における代理人の員数を制限するため、具体的な員数を定めるものであります。

取締役が役割を十分に発揮できるように、法令の限度において、損害賠償責任を取締役会の決議によって免除することができる旨の規定及び社外取締役との間に責任限定契約を締結することができる旨の規定を新設するものであります。なお、規定を新設することにつきましては監査役会の同意を得ております。

監査役が役割を十分に発揮できるように、法令の限度において、損害賠償責任を取締役会の決議によって免除することができる旨の規定及び社外監査役との間に責任限定契約を締結することができる旨の規定を新設するものであります。

機動的な資本政策及び配当政策を図るため、自己株式の取得、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことができる旨の規定を新設するものであります。

その他、会社法等に基づく必要となる規定の移設、不要となる規定の削除を行うとともに、所要の変更を行うものであります。

- (2) その他、目的を達成した附則についてこれを削除するとともに、条数の繰り下げ及び字句等の整備を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(公告の方法) 第 4 条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する。</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(発行する株式の総数) 第 5 条 当社の発行する株式の総数は 1,000,000株とする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(取締役会決議による自己株式の買受け) 第 6 条 当社は、商法第211条ノ 3 第 1 項 第 2 号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(機関) 第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. 監査役 3. 監査役会 4. 会計監査人</p> <p>(公告方法) 第 5 条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は 1,000,000株とする。</p> <p>(株券の発行) 第 7 条 当社は株式に係る株券を発行する。</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(<u>名義書換代理人</u>)</p> <p>第7条 当社は、<u>株式及び端株につき名義書換代理人</u>を置く。</p> <p>2. <u>名義書換代理人及びその事務取扱場所</u>は、<u>取締役会の決議によって選定する。</u></p> <p>3. <u>当会社の株主名簿、実質株主名簿、端株原簿及び株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主通知の受理、株券喪失登録の手続き、端株の買取請求の取扱い等株式及び端株に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当会社に於いてはこれを取扱わない。</u></p>	<p>(<u>株主名簿管理人</u>)</p> <p>第8条 当社は、<u>株主名簿管理人</u>を置く。</p> <p>2. <u>株主名簿管理人及びその事務取扱場所</u>は、<u>取締役会の決議によって定め、これを公告する。</u></p> <p>3. <u>当会社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。</u></p>
<p>(<u>株式取扱規則</u>)</p> <p>第8条 当会社の<u>株券の種類及び株式の名義書換、実質株主通知の受理、株券喪失登録の手続き、端株の買取請求の取扱い、その他株式及び端株に関する手続き並びに手数料</u>については、<u>取締役会に於いて定める株式取扱規則による。</u></p>	<p>(<u>株式取扱規則</u>)</p> <p>第9条 当会社の株式に関する<u>取扱い及び手数料</u>は、<u>法令又は本定款のほか、取締役会で定める株式取扱規則による。</u></p>
<p>(<u>基準日</u>)</p> <p>第9条 当社は、<u>毎決算期現在の株主名簿に記載又は記録された株主(実質株主名簿に記載又は記録された実質株主を含む。以下同じ)をもって、その決算期に関する定時株主総会に於いて権利を行使することができる株主とする。</u></p> <p>2. <u>本定款に定めのある場合のほか、株主、登録質権者又は端株主として権利を行使すべき者を定めるため、必要あるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。</u></p>	<p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>(招集の時期)</p> <p>第10条 当会社の定時株主総会は、毎年 6 月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要があるときは随時これを招集する。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第11条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会に於いてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第12条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数でこれを行う。</p>	<p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第10条 当会社の定時株主総会は、毎年 6 月に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合は随時これを招集する。</p> <p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第11条 <u>当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。</u></p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第12条 (現行どおり)</p> <p>2. 取締役社長に事故がある時は、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第13条 <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主(実質株主を含む以下同じ。)に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(決議の方法)</p> <p>第14条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使できる株主の議決権の過半数をもって行う。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>2. <u>商法第343条第1項の規定による株主総会の決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数でこれを行う。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第13条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2. 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p>(株主総会の議事録)</p> <p>第14条 <u>株主総会における議事の経過の要領及びその結果については、これを議事録に記載または記録し、議長及び出席した取締役が記名押印し、または、電子署名を行う。</u></p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第15条 (条文省略)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第16条 <u>取締役は、株主総会に於いて選任する。</u></p> <p>2. 取締役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</p> <p>3. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。</p>	<p>2. <u>会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第15条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2. 株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p>(削除)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第16条 (現行どおり)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第17条 <u>取締役は、株主総会において選任する。</u></p> <p>2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3. (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(任 期) 第17条 取締役の任期は、<u>就任後1年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. <u>増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p>(代表取締役及び役付取締役) 第18条 代表取締役は、<u>取締役会の決議により選任する。</u></p> <p>2. <u>取締役会の決議により、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</u></p> <p>(取締役会規則) 第19条 <u>取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会に於いて定める取締役会規則による。</u></p> <p>(取締役会の招集及び議長) 第20条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長が招集し、議長となる。</u></p> <p>2. <u>取締役社長に事故があるときは、取締役会に於いてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u></p> <p>(取締役会の招集通知) 第21条 取締役会の招集通知は各取締役及び各監査役に対して会日の3日前までに発する。<u>但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p>	<p>(任 期) 第18条 取締役の任期は、<u>選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会<u>の</u>終結の時までとする。</p> <p>(削 除)</p> <p>(代表取締役及び役付取締役) 第19条 <u>取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</u></p> <p>2. <u>取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</u></p> <p>(削 除)</p> <p>(取締役会の招集及び議長) 第20条 (現行どおり)</p> <p>2. <u>取締役社長に事故がある場合は、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u></p> <p>(取締役会の招集通知) 第21条 取締役会の招集通知は各取締役及び各監査役に対して会日の3日前までに発する。<u>ただし、緊急の必要がある時は、この期間を短縮することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>2. <u>取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。</u></p> <p>(取締役会の決議の方法)</p> <p>第22条 <u>取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数で行う。</u></p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第23条 <u>取締役会における議事の経過の要領及びその結果については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印し、または、電子署名を行う。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(報酬及び退職慰労金)</p> <p>第24条 <u>取締役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議をもって定める。</u></p> <p>(新 設)</p>	<p>2. <u>取締役及び監査役の全員の同意がある時は、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u></p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第22条 <u>当社は、会社法第370条の要件を充たした場合は取締役会の決議があったものとみなす。</u></p> <p>(削 除)</p> <p>(取締役会規則)</p> <p>第23条 <u>取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。</u></p> <p>(報酬等)</p> <p>第24条 <u>取締役の報酬、賞与その他の職務遂行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第25条 <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p>(員 数) 第25条 (条文省略)</p> <p>(選任方法) 第26条 監査役は、株主総会に於いて選任する。 2. 監査役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</p> <p>(任 期) 第27条 監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結のときまでとする。 2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p>(常勤監査役) 第28条 監査役は、互選により常勤監査役若干名を定める。</p>	<p>2. <u>当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、10万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額をする。</u></p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p>(員 数) 第26条 (現行どおり)</p> <p>(選任方法) 第27条 監査役は、株主総会において選任する。 2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(任 期) 第28条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(常勤の監査役) 第29条 監査役会はその決議により常勤の監査役を選定する。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役会) <u>第29条 監査役会招集の通知は、各監査役に対して会日の3日前までに発する。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。</u> (新 設)</p> <p>2. <u>監査役会の運営その他に関する事項については、監査役会の定める監査役会規程による。</u></p> <p>(新 設)</p>	<p>(監査役会の招集通知) <u>第30条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要がある時はこの期間を短縮することができる。</u> 2. <u>監査役的全員の同意がある場合は、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u> (削 除)</p> <p>(監査役会規則) <u>第31条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u></p>
<p>(報酬及び退職慰労金) <u>第30条 監査役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議をもって定める。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(報酬等) <u>第32条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(監査役の責任免除) <u>第33条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> 2. <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、10万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p>(営業年度及び決算期)</p> <p>第31条 当会社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、決算は<u>毎営業年度の末日</u>を行う。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(利益配当金)</p> <p>第32条 当会社の利益配当金は、<u>毎決算期現在の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録質権者及び同決算期現在の端株原簿に記載又は記録された端株主</u>に対し、これを行う。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(中間配当金)</p> <p>第33条 当会社は、取締役会の決議により、<u>毎年9月30日現在の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録質権者及び同日現在の端株原簿に記載又は記録された端株主</u>に対し、<u>商法第293条ノ5の規定による金銭の分配(以下「中間配当」という。)を行うことができる。</u></p>	<p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第34条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。</p> <p>(剰余金の配当等の決定機関)</p> <p>第35条 当会社は、<u>剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。</u></p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第36条 当会社の<u>期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</u></p> <p>2. <u>当会社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。</u></p> <p>3. <u>前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第34条 <u>利益配当金及び中間配当金は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。</u></p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第17条の規程にかかわらず、平成16年6月24日開催の定時株主総会において選任された取締役の任期は従来どおり2年とする。なお、<u>本附則は、平成18年3月期に関する定時株主総会終結の時をもってこれを削除する。</u></p>	<p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第37条 <u>配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されない場合は、当会社はその支払義務を免れる。</u></p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p>

第3号議案 取締役3名選任の件

取締役（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、 担当及び他の法人等の代表状況	所有する当社株式の数	当社との 特別の 利害関係
1	西山勝晃 (昭和43年4月20日生)	平成5年10月 ジェイク インターナショナル株式会社設立 平成8年2月 有限会社インターリンク エンタープライゼス設立 平成17年2月 株式会社ブイティ・キャピタル入社 平成17年6月 当社入社 常務執行役員 経営戦略室 平成17年12月 当社代表取締役社長（現任）	100株	なし
2	伊藤誠英 (昭和35年9月27日生)	平成11年6月 株式会社ホンダベルノ東海（現・VTホールディングス株式会社）常務取締役（現任） 平成15年3月 当社取締役（現任） 〔他の法人等の代表状況〕 J-netレンタリース株式会社 代表取締役 株式会社アーキッシュギャラリー 代表取締役 株式会社ブイティ・キャピタル 代表取締役 フェイスオン株式会社 代表取締役 E-エスコ株式会社 代表取締役	株	なし
3	土橋一勝 (昭和47年12月25日生)	平成11年3月 株式会社ホンダベルノ東海（現・VTホールディングス株式会社）入社 平成17年7月 株式会社ブイティ・キャピタル入社 平成18年4月 当社入社 営業部長（現任）	5株	なし

(注) 取締役候補者のうち、伊藤誠英氏は、社外取締役候補者であります。

第4号議案 ストックオプションとして新株予約権を発行する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、以下の要件により、当社の取締役、執行役員及び従業員に新株予約権を発行することにつき、ご承認をお願いするものであります。

1. 株主以外のものに対して特に有利な条件で新株予約権を発行する理由
当社の取締役、執行役員及び従業員の業績向上へのインセンティブを高めることを狙いとして、ストックオプションの目的で当社の取締役、執行役員及び従業員に対し、新株予約権を無償で発行いたしたく存じます。

2. 新株予約権発行の要領

(1) 新株予約権の割当を受ける者

当社の取締役、執行役員及び従業員

(2) 新株予約権の目的たる株式の種類および数

当社普通株式200株を総株数の上限とする。

なお、下記(3)により付与株式数（以下に定義する。）が調整される場合には、当該調整後の付与株式数に発行する新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

(3) 発行する新株予約権の総数

200個を上限とする。

なお、新株予約権1個当たりの目的たる株式の数（以下、「付与株式数」という。）は1株とする。ただし、当社普通株式の分割または併合が行われる場合には、付与株式数は当該株式の分割または併合の比率に応じて比例的に調整されるものとし、調整の結果、1株未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

また、当社が合併または会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲内で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

(4) 各新株予約権の発行価額

無償とする。

(5) 各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額

各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額は、新株予約権の発行日の属する月の前月各日（取引が成立しない日を除く。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げる。）に付与株式数を乗じた金額とする。ただし、当該行使価額が発行日の前営業日の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。

なお、新株予約権発行日以降、当社普通株式の分割または併合が行われる場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

上記のほか、新株予約権発行日以降、当社が他社と合併または会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

(6) 新株予約権の権利行使期間

平成20年7月21日から平成23年7月20日までとする。

(7) 新株予約権の行使の条件

各新株予約権の一部行使はできないものとする。

新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時において、当社または当社の子会社・関連会社の取締役、執行役員、監査役または従業員たる地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他取締役会決議において正当な理由があると認められた場合にはこの限りではない。

新株予約権者が死亡した場合は、相続人はこれを行使できないものとする。

その他の権利行使の条件は、新株予約権発行の取締役会決議において定める。

(8) 新株予約権の消却事由および条件

当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき当社株主総会で承認された場合は、新株予約権は無償で消却することができる。

新株予約権者が死亡または(7)の条件を満たさない状態となり、権利を行使できなくなった場合には、当該新株予約権は無償で消却することができる。

(9) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。

第5号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件

本定時株主総会終結の時をもって取締役を退任されます高森弘氏の在任中の功労に報いるため、当社における一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。

その具体的な金額、贈呈の時期及び方法等は、取締役会にご一任をお願いいたしたく存じます。

取締役の略歴は次のとおりであります。

氏 名	略 歴
高 森 弘	平成16年3月 当社取締役 管理部長（現任）

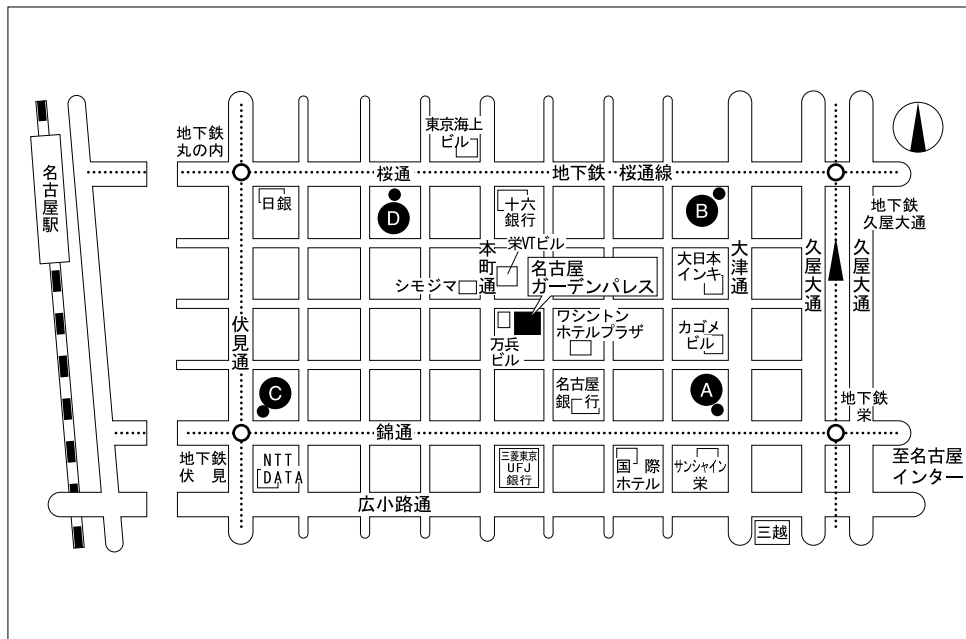
以 上

当会計監査人1名退任についてのお知らせ

現在、当社の会計監査人は、新日本監査法人及び公認会計士磯部徹氏であります。公認会計士磯部徹氏は本定時株主総会終結の時をもって退任されることとなりましたので、お知らせ申し上げます。

なお、新日本監査法人は引き続き当社の会計監査を行いますので、併せてお知らせ申し上げます。

株主総会会場ご案内図



会 場：愛知県名古屋市中区錦三丁目11番13号

名古屋ガーデンパレス 2F 鼓の間

交 通：地下鉄 ① 栄1番出口（西出口）より徒歩5分

（東山線・名城線）

② 久屋大通4番出口より徒歩5分

（名城線・桜通線）

③ 伏見1番出口より徒歩8分

（東山線・鶴舞線）

④ 丸の内5番出口より徒歩5分

（桜通線・鶴舞線）